

佐賀県訓令甲第1号

本 庁

佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

令和5年1月6日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(副知事等の専決)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 副課長（組織規則第27条第1項、第27条の2第1項及び第27条の3第1項の規定により置かれた者に限る。）</p> <p>(17) 企画主幹（組織規則第27条第1項、第27条の2第1項及び第27条の3第1項の規定により置かれた者に限る。）</p> <p>4 <u>副局長</u>は、局長が専決することができる事務のうち、局長が定めるものを専決することができる。</p> <p>5～8 略</p> <p>(課長等の代決者等)</p>	<p>(副知事等の専決)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 副課長（組織規則第27条の2第1項及び第27条の3第1項の規定により置かれた者に限る。）</p> <p>(17) 企画主幹（組織規則第27条の2第1項及び第27条の3第1項の規定により置かれた者に限る。）</p> <p>4 <u>次の各号に掲げる者は、局長が専決することができる事務のうち、局長が定めるものを専決することができる。</u></p> <p>(1) <u>副局長</u></p> <p>(2) <u>政策調整監</u></p> <p>(3) <u>副課長（組織規則第27条第1項及び組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた者に限る。）</u></p> <p>(4) <u>企画主幹（組織規則第27条第1項及び組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた者に限る。）</u></p> <p>5～8 略</p> <p>(課長等の代決者等)</p>

改正前	改正後
<p><b>第12条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>政策部に置かれた政策調整監が専決することができる事務について、当該政策調整監が不在のときは、当該政策調整監があらかじめ指名する副課長又は企画主幹がその事務を代決することができる。</u></p> <p>4 <u>総務部に置かれた政策調整監が専決することができる事務について、当該政策調整監が不在のときは、当該政策調整監があらかじめ指名する副課長又は企画主幹がその事務を代決することができる。</u></p> <p><u>5～11</u> 略</p>	<p><b>第12条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 政策調整監が専決することができる事務について、当該政策調整監が不在のときは、当該政策調整監があらかじめ指名する副課長又は企画主幹がその事務を代決することができる。</p> <p><u>4～10</u> 略</p>

附 則

この訓令は、令和5年1月10日から施行する。